

ILO海事労働条約国内法化勉強会中間とりまとめ（概要）

背景（ILO海事労働条約について：平成18年2月採択）

船員の労働基準、居住設備、安全衛生、社会保障等を定めた従前のILO海事労働関係諸条約等について、内容を見直し新たに整理・統合して一本化したもの。

海事労働に関するグローバルスタンダードを確立

ポイント

・船員の労働環境の向上

労働基準、居住設備、安全衛生、社会保障等に係る国際的基準を確立

・海運における適切な競争条件の確保

労働条件等に係るグローバルスタンダードに基づく公正な競争の確立

・旗国検査とPSCに基づき実効性を担保

旗国検査により法令遵守を確認し証書を発給
PSCにおいては寄港国が証書に基づく検査を実施

・非締約国にもPSCを実施

No More Favourable Treatment（未批准国船でも検査）により非締約国のサブスタンダード船を排除

本勉強会における検討状況

- ✓ 平成18年9月、ILO海事労働条約国内法化勉強会（政労使による検討の場）を立ち上げ、条約の国内法化に向けた検討・調整に着手。
- ✓ 平成19年2月27日、第6回目の同勉強会において、国内法化の方向性について中間とりまとめを行い、公表。

中間とりまとめの概要

（総論）

- ✓ 我が国としても、本条約の批准及び国内法化に向けて検討を進めていくことが必要。
- ✓ このため、本勉強会における議論を経て、一部の事項を除き、中間とりまとめにおいて新たに国内法化すべき事項を具体的に整理。
- ✓ 中間とりまとめにおいて国内法化の考え方が具体的に整理されていない事項（居住設備及び娯楽設備、旗国検査及びPSC等）については、本勉強会において引き続き検討。
- ✓ 条約の国内法化に係る措置事項のうち、船員の確保に向けた労働環境の改善等の政策目的に寄与し、条約批准前に先行して海事政策として国内法化すべきものとして整理されるものについては、交通政策審議会海事分科会での審議を踏まえつつ、このような考え方に則り適切に対応。

（各論）

- ✓ 条約の要件の相当部分は現行制度で担保されている。（例：最長労働時間一日14時間、一週72時間）
- ✓ 条約の要件を踏まえて新たに国内法化すべき事項については、中間とりまとめにおいて以下のとおり具体的に整理。

（主要な制度改正事項）

- ・ 船員の最低年齢を15歳から16歳に引き上げ
- ・ 2分割まで可能、うち片方は6時間とする一日10時間の休息をすべての船員に要求
- ・ 船長及び航海当直をしない機関長等を原則として労働時間規制の適用対象とした上で、船長について労使の合意により労働時間の包括適用除外が可能な手続を導入
- ・ 給与明細書及び労働時間の記録の写しを船員に交付することを義務化
- ・ 業務予定及び最長労働時間を記載した船内配置表の船内掲示を義務化

等